

誤納額の計算明細書

特別徴収義務者名
担当
TEL

預 金 〔 期限前解約 の年月日 〕	中 間 利 払 時			期 限 前 解 約 時		差引誤納額 (1) - (2) (円)
	支 払 年月日	支払金額 (円)	税 額 (1) (円)	支払金額 (円)	税 額 (2) (円)	
[]			(所得税)		(所得税)	(所得税)
			(地方税)		(地方税)	(地方税)
			(所得税)		(所得税)	(所得税)
			(地方税)		(地方税)	(地方税)
	小計		(所得税)		(所得税)	(所得税)
			(地方税)		(地方税)	(地方税)
[]			(所得税)		(所得税)	(所得税)
			(地方税)		(地方税)	(地方税)
			(所得税)		(所得税)	(所得税)
			(地方税)		(地方税)	(地方税)
	小計		(所得税)		(所得税)	(所得税)
			(地方税)		(地方税)	(地方税)

- (注) 1. 上記の設欄は、当月中に2預金の期限前解約が発生し、それぞれの預金について中間利払いを2回行っていったというケースの例示である。
2. 「預金」欄については、預金者名および口座番号等預金を特定できる事項を記載する。
3. 添付する出金伝票または利息計算書の写しは、それによって、各預金の「小計」欄における中間利払時支払金額、同税額および期限前解約時支払金額が確認できるものとする。
4. 期限前解約時の「支払金額」欄には、期限前解約利息額を中間払利息額の比に応じて按分した額を記載する。その際、按分した額の合計金額が「小計」欄記載の金額と合致するように、原則として直近の支払年月日の支払金額で端数を調整する。
5. 期限前解約時の「税額」欄には、期限前解約時の「支払金額」欄記載の金額に、中間利払時の税率を乗じた額を記載する。
6. 「差引誤納額」欄には、中間利払時の税額から期限前解約時の税額を差し引いた額を記載する。
7. 複数の預金について還付請求する場合には、中間利払時の支払金額・税額および「差引誤納額」欄の計数について、全預金の同一月分を合計して、付表「還付請求に係る誤納額の月別内訳」を作成、添付する。